

令和7年度「わかやま交流フェア」企画運営業務委託に係る公募要領

和歌山県（以下「県」という。）では地域外に住みながら県内地域に継続的に多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の創出・拡大に取り組んでいます。

首都圏在住者に対し、県内で様々な取り組みを行っているキーパーソンとの交流を通じて広く和歌山の魅力を伝え、本県のさらなる関係人口の創出・拡大を図ることを目的に、都内でイベントを開催します。

ついては、これらの業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下、民間団体等という。）を募集し、プロポーザル方式で委託候補者を選定します。

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和7年度「わかやま交流フェア」企画運営業務
- (2) 業務内容
別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり
- (3) 提案限度額
金6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 契約期間
契約締結日から令和8年2月27日まで

2. 応募資格

応募できる者は、業務内容を的確に遂行する能力を有する民間事業者等であり、次に掲げるすべての要件を満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者ではないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行って

いる者ではないこと。

3. スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和7年9月11日（木）
公募要領等に関する質問締切	令和7年9月17日（水）17時まで
質問への回答	令和7年9月22日（月）17時まで
応募表明締切	令和7年9月24日（水）17時まで
企画提案書類提出締切	令和7年9月25日（木）17時必着
第一次審査（書類審査） ※4者以上参加があったのみ 実施	令和7年9月29日（月）～10月2日（木） ※結果通知は10月3日（金）を予定
第二次審査 （オンラインでのプレゼンテーションの実施）	令和7年10月8日（水） ※詳細については第一次審査通過者に対し、別途通知
選定結果の通知	令和7年10月9日（木）

4. 質問及びプロポーザル応募表明

応募にあたり質問がある場合及びプロポーザルに応募する場合は、下記フォームにより電子申請システムで申請してください。

（1）申請期限

- ① 質問事項の申請 令和7年9月17日（水）17時まで
- ② 応募表明の申請 令和7年9月24日（水）17時まで

※応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式7）を以下の提出先にメールにより提出してください。

和歌山県地域振興部地域振興課（担当：山田）

E-mail：e1001001@pref.wakayama.lg.jp

（2）申請先

- ① 質問事項の申請 <https://logoform.jp/form/WEVN/1202338>
- ② 応募表明の申請 <https://logoform.jp/form/WEVN/1202327>

（3）申請方法

電子申請システムにより上記期限内に申請すること。

なお、期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けません。

（4）質問への回答

令和7年9月22日（月）17時までに、地域振興課のホームページにおいて公表します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保

及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けません。

5. 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出してください。

企画提案書類の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑪の提出を省略することができます。なお、各書類については、提出書類一覧（別紙1）を参照してください。

- ① 応募申請書（様式1）・・・1部
 - ② 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）・・・1部
 - ③ 企画提案書（自由様式）・・・5部
 - ④ 見積書（様式3）・・・正1部、副（写し）4部
 - ⑤ 提案者の概要に関する調書（様式4）・・・1部
 - ⑥ 役員等に関する調書（様式5）・・・1部
 - ⑦ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・1部
 - ⑧ 登記事項証明書・・・1部
 - ⑨ 印鑑証明・・・1部
 - ⑩ 国税に未納の税額がないことの証明書・・・1部
 - ⑪ 都道府県税（法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等）に未納がないことの証明書・・・1部
 - ⑫ 提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式6）・・・1部
- ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

(2) 提出期限 令和7年9月25日（木）17時必着

(3) 提出曜日 月曜から金曜まで（ただし、祝日及び休日は除く。）

(4) 提出時間 9時から17時45分まで（最終日は17時00分まで）

(5) 提出場所 和歌山県地域振興部地域振興課（県庁本館4階）

和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2930

(6) 提出方法

地域振興課まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着で提出してください。なお(1)③企画提案書及び(1)④見積書は、データでも提出すること。データについては下記リンクより提出し、受領確認を地域振興課あてに電話にて行ってください。

<https://logoform.jp/form/WEVN/1204434>

(7) その他

- ① 複数の企画提案書の提出はできません。

- ② 提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。
- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④ 応募者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ⑤ 企画提案書作成にあたり、本要領及び別紙「委託業務仕様書（案）」の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。
 - ・ 提案概要
 - ① フェアのタイトル
 - ② プログラム（キーパーソンやゲスト、司会等の提案を含む）
 - ③ 会場レイアウト
 - ④ 広報施策（活用するオウンドメディア、外部メディア等を明示）
 - ⑤ フェア当日の運営体制
 - ⑥ メディア向けイベントの企画（会場、プログラム、参加働きかけ可能なメディア等）
 - ・ 実施体制
 - ・ 実施計画及び全体のスケジュール
 - ・ 類似事業に関する実施実績
- ⑥ 見積書作成にあたり、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

6. 委託事業者の選定及び評価方法

県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、選定を行います。審査方法は以下のとおりとします。

- (1) 第一次審査（書類審査）

4 者以上提案があった場合、選定委員会にて企画提案書に基づく第一次審査を行い、第二次審査（プレゼンテーション）に参加する上位 3 者を選考します。審査結果は令和 7 年 10 月 3 日（金）（予定）にメールで通知します。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

オンラインによるプレゼンテーションを実施いただき、競争性、透明性の確保に充分配慮しながら審査、評価を行い、最も評価の高い者を委託候補者として選定します。

 - ① 開催日時
令和 7 年 10 月 8 日（水）
 - ② 開催方法

オンラインで実施。参加URLについては、プロポーザル参加表明者に対し、別途通知する。

③ プレゼンテーションの所要時間（１提案者あたり）

プレゼンテーション １５分以内

選定委員からの質疑 ２０分程度

④ 注意事項

- ・プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象としません。
- ・企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

（３）審査項目及び評価内容

提案のあった事業内容について、別紙２に記載の審査内容に基づき数値で評価し、契約候補者を選定します。

（４）委託候補者の決定

- ①提出書類及び応募者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価、採点し、各審査委員の評価点数の合計が満点の６割以上である企画提案を行ったもののうち、最高評価点の応募者１者を委託候補者とします。
- ②最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な応募者を委託候補者とします。
- ③応募者が１者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の６割以上に達していれば、当該応募者を委託候補者とします。
- ④審査員の１人以上が「１点（たいへん劣っている）」の評価をした審査項目があった場合は、原則、選定の対象としません。

（５）審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、令和７年１０月９日（木）に文書にて通知するとともに、以下の内容を地域振興課ホームページ内にて公表します。

- ① 委託候補者の名称及び評価点
- ② 次点以下の者の評価点（提案者は公表しない）

7. 参加に際しての注意事項

（１）失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容

を意図的に開示した場合

- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1 (3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた責任の一切は、応募者が負うものとします。

(4) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

(5) その他

書類作成において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

8. 委託契約について

(1) 契約の締結について

選定委員会で選定された契約候補者と県は、条件等について協議の上、委託業務仕様書案の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付してください。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによります。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになります。

10. 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県地域振興部地域振興課（担当：山田）

TEL：073-441-2930

E-mail：yamada_a0053@pref.wakayama.lg.jp